

## 各種手数料の減免措置

### ③被災した建築物の復旧等に係る手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
3-1	建築許可等申請及び建築確認申請等手数料の減免	被災により住宅等の建築を行う際に必要となる建築許可等申請、建築確認申請、中間検査申請及び完了検査申請にかかる手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 建築開発室	059-224-2752 059-224-2709
3-2	開発行為許可申請手数料等の減免	1. 災害救助法の適用地域に限り、宅地開発等を行う際に必要となる開発行為許可申請等にかかる手数料を全額免除します。 2. 被災により宅地開発等を行う際に必要となる開発行為許可申請等に係る手数料を全額免除します。 ※2の場合は被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 建築開発室	059-224-3087